

## 一般財団法人山下太郎顕彰育英会 令和4年度事業計画書

(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)

- 1 本会奨学生で、現在奨学金を交付中の大学生50名に対し、学資金の貸与を行う。
- 2 本会奨学生のうち、令和5年3月に在学期を卒業する者を対象に「奨学金返還免除決定書交付式」を行う。
- 3 「山下太郎学術研究奨励賞」2名以内、及び「山下太郎地域文化奨励賞」3件以内を、令和5年6月までに選考し、授与する。また、必要に応じ、「選考委員特別賞」の授与を行う。
- 4 新規に採用する奨学生を令和5年6月までに選考し、学資金の貸与を行う。募集にあたっては、令和5年の春期または秋期に大学へ入学する者を対象とし、採用数は原則10名以内とするが、応募状況等により最大12名まで採用する。
- 5 本会奨学生を対象に、令和5年8月、奨学生相互の交流を図るため「奨学生の集い」を開催する。
- 6 横手市からの委託により、「山下記念館」、及び関連施設の維持管理業務と来館者への対応業務を行う。
- 7 山下太郎先生顕彰施設の維持管理、その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

※「青少年地域振興助成」については、対象事業の中止が決定していることから、当該年度の助成は行わない。